

令和2年3月3日

利用者様
関係者様

社会福祉法人 文珠福社会
理事長 諏訪 英樹

新型コロナウイルス感染症対策について(第2報)

謹啓

余寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。当法人事業所をご利用くださいます、誠にありがとうございます。さて、昨日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」において国の専門家が示した見解のポイントでは、「国内の感染が急速に拡大しかねない状況にある。これから1-2週間が、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となる」とされており、1週間前のご報告時から改善の兆しは見られない状況です。

そのような状況下で本日開催されました、当福社会の「感染対策委員会」の結果より、その第2報を下記のとおり報告させていただきます。

事情ご賢察のうえ、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

謹白

記

1. 面会について；緊急やむを得ない場合を除き、面会を禁止を継続させていただきます。
 2. 職員は、各自出勤前に体温測定を行い、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底します。2月28日当福社会職員全員に体温計を配布し、より一層の徹底を促しました。
 3. 引き続き、入所ご利用者については、37.5℃以上または呼吸器症状が2日以上続いた場合には、嘱託医師を通じて、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けます。また、疑いがある方は原則個室に移動します。個室が足りない場合については同じ症状の人と同室にさせていただきます。
 4. 入所ご利用者の外出行事、集団活動、外来者の行事、委員会活動、カンファレンス等も中止させていただきます。
 5. 引き続き、デイサービス、ショートステイ等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、ご利用を断らせていただきます。
- ※新たに作成しましたリーフレットをご確認ください。

期間；令和2年3月4日～令和2年3月10日

(3月10日開催の感染対策委員会後に、その後の対応を連絡させていただきます)

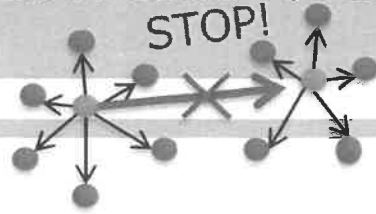
以上

「相談窓口」文珠苑(玉木、山内) 0776-41-7500 短期入所(武田、島崎)0776-41-7500

デイ・リリーブ東郷(吉川) 0776-41-7766 デイもんじゅ(諏訪)0776-41-7300

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、**一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。**

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

新型コロナ いま、 拡げない ために

換気が少ない室内

手を伸ばせば触れる距離

飲み会・立食パーティ・懇親会

閉鎖空間での食事会をしない

一定時間、話す

行動パターンを見直そう



介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために

1 咳エチケットや手洗い等の徹底

職員、利用者のみならず、委託業者等も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底しましょう。



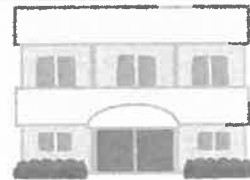
2 出勤前の職員／送迎前の利用者の体温計測

- 利用者と接する介護職員のほか、事務職や送迎を行う職員、ボランティア等、すべての職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないことを徹底しましょう。
- 利用者の送迎前には本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱等の症状がある場合には利用をお断りしましょう。



3 面会の制限

面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限するようにしましょう。面会がある場合は、面会者にも体温を計測してもらい、発熱がある場合は面会をお断りするようにしましょう。



4 委託業者からの物品の受け渡しは玄関で

委託業者等からの物品の受け渡し等は、玄関等施設の限られた場所で行いましょう。施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館をお断りするようにしましょう。



高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える方については、

37.5℃以上の発熱が2日以上続いた場合／強いだるさや息苦しさがある場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。

施設において、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果確定まで間が空く場合は…

- 感染の疑いがある利用者を原則個室に移す
- 感染の疑いがある利用者が部屋を出る場合はマスクをする
- 感染の疑いがある利用者とその他の利用者の介護等は、可能な限り担当職員を分ける

